

各県立学校長 様

保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る出席停止や臨時休業の措置及び
感染者が確認された場合の対応について（令和 2 年 1 2 月 1 4 日時点）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

うえのことについて、令和 2 年 3 月 3 0 日付け元高保体第 8 5 2 号及び令和 2 年 4 月 1 3 日付
け 2 高保体第 2 5 号により対応をお願いしているところですが、新型コロナウイルス感染症の現
在の状況や、感染者が確認された県立学校の実際の対応を基に、見直しを行いました。

今後は本通知に基づき、学校において感染者が発生した場合は、感染を拡大させないように迅
速な初期対応をお願いします。

**感染者が発生した場合の対応についてはあくまで参考例であり、保健所の助言等に従って臨機
応変に対応をお願いします。**

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

なお、令和 2 年 3 月 3 0 日付け元高保体第 8 5 2 号については、「1（3）学校の臨時休業の
措置」についてのみ下記のとおり変更とし、令和 2 年 4 月 1 3 日付け 2 高保体第 2 5 号について
は、令和 2 年 1 2 月 1 4 日をもって廃止とします。

記

変更後	現行
<p><u>【別紙】</u></p> <p>◆臨時休業の期間 感染者が出た場合、<u>その都度臨時休業の日数や範 囲を決定する。</u></p> <p><決定までの流れ> 学校長が保健所から臨時休業の必要性やその日 数・範囲について助言等をもらう⇒学校長が県 教委に報告⇒県教委と協議し決定</p>	<p><u>【別紙】</u></p> <p>◆臨時休業の期間 感染者が発生した場合は、<u>1 週間程度</u>は臨時休校 とする。ただし・・・県の健康政策部と協議の 上、期間の短縮や延長をする場合がある。</p>

【担当】

保 健 体 育 課 北村、廣田、池知 (TEL:088-821-4928)
高 等 学 校 課 山中、岩河 (TEL:088-821-4907)
特 別 支 援 教 育 課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る出席停止や臨時休業の措置について

旧: 令和2年3月30日時点

	児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合	児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の場合
出席停止等の取扱い	児童生徒等は治癒するまで出席停止 ※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号を参照すること。	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止及び休暇の取得 ※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号を参照すること。
臨時休業等の措置	臨時休業 ※感染者が発生した場合は、1週間程度は臨時休校とする。ただし、感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、県の健康政策部と協議の上、期間の短縮や延長をする場合がある。 ※教職員については濃厚接触者と特定された者のみ年次有給休暇の取得又は在宅勤務とする。 ※学校関係者(常時勤務していない職員)が感染した場合は、その都度判断する。	現時点では臨時休業等の措置は行わない。 ※各学校において十分に健康観察を実施する。

感染状況が拡大傾向にある地域
県の健康政策部と十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者のいない学校も積極的な臨時休業を検討する ・同一市町村内に複数の感染者が発生 ・近隣の複数の学校における感染者の発生 …等 ↓ 地域全体での臨時休校を検討

↓

<主な変更点>

※感染者が出た場合、これまでは1週間程度の臨時休業(濃厚接触者の有無等により短縮・延長あり)としていたが、今後は感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、その都度臨時休業の日数や範囲を決定する。

<決定までの流れ>

学校長が保健所から臨時休業の必要性やその日数・範囲について助言をもらう⇒学校長が県教委に報告⇒県教委と協議し決定

※濃厚接触者がいない場合は、感染した児童生徒のみ出席停止とし、臨時休業を実施しない場合もある。

新: 令和2年12月14日時点

	児童生徒等及び教職員に感染者が発生した場合	児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の場合
出席停止等の取扱い	児童生徒等は治癒するまで出席停止 ※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号(令和2年4月6日付け一部改正)を参照すること。	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止 ※教職員については令和2年3月5日付け元高教福第1707号(令和2年4月6日付け一部改正)を参照すること。
臨時休業等の措置	感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、その都度臨時休業の日数や範囲を決定する。 <決定までの流れ> 学校長が保健所から臨時休業の日数や範囲について助言をもらう⇒学校長が県教委に報告⇒県教委と協議し決定 学校の一部又は全部の臨時休業 感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止のみ	原則臨時休業等の措置は行わない。 ※濃厚接触者の人数等により、状況によって個別に判断する場合がある。 ※各学校において十分に健康観察を実施する。

感染状況が拡大傾向にある地域
県の健康政策部と相談し、保健所管内の感染状況を踏まえて判断する。

(参考) 学校保健安全法

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

<文部科学省の考え> 衛生管理マニュアル2020.12.3 Ver.5

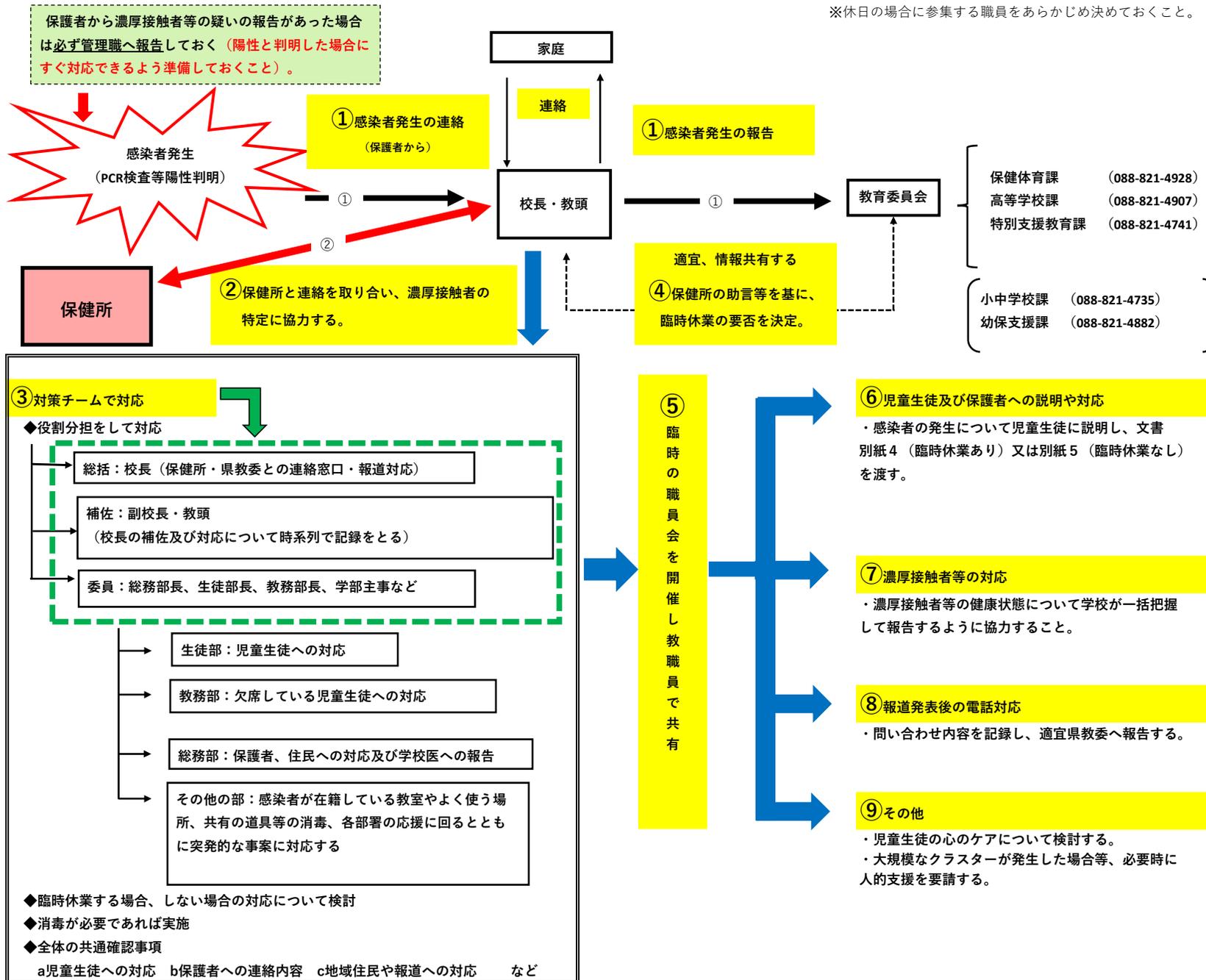
◆臨時休業の要否を保健所と相談の上、真に必要な場合に限って行う。

・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合(例:家庭内感染ではない感染者が複数発生していたり、感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで近距離での接触があった場合)は、学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業を行う。

・上記以外の場合は、学校教育活動を継続(※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等)。

児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、当該児童を出席停止とする。

【別紙1】<フロー図> 県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応（※詳細は別紙2を参照）



県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応について (令和2年12月14日時点)

※感染者発生時に対応する保健所は感染者の居住地を所管する保健所である。例)佐川町在住なら中央西保健所
※寮や寄宿舎の場合は、その所在地を管轄する保健所が対応することとなっている。

事前準備(この段階では保健所に連絡しないこと)

保護者から保健所により濃厚接触者と特定された、又は体調不良によりPCR検査等を受けている旨の連絡が入る。

□連絡を受けた教職員は、PCR検査等の結果がいつ判明するか本人や保護者に確認する。また、必ず管理職へ報告する。

□対策チームは当該児童生徒の学校内での行動や、学校における感染症対策の実施状況等について情報収集を始め、接触者リスト(別紙3)を作成する。

※感染者の症状出現日(もしくは検体採取日)2日前から入院までの間が感染させる可能性のある期間。

保健所はその期間に接触した人を調査するため、この期間に接触した人をピックアップする。

※この時点では学校の一部の者の対応とし、時間割等を基に教職員が分かる範囲での情報を集めること。

※当該児童生徒に聞き取りをする場合は必ず本人及び保護者に了解を得ること。

※この時点では他の児童生徒に聞き取りはしないこと。

<情報収集する主な内容>

・発病までの健康状態：咳や倦怠感などの症状がいつ頃から出ているか。

・出席状況

・当該児童生徒の学校における活動状況

授業・選択授業・学級及び学校行事・部活動・児童生徒会活動・クラス内の友人関係・特別教室、図書室や食堂等の利用状況等

※特に当該児童生徒がマスクを着用していない場面(昼食時、部活動等)を重点的に把握

・学校における感染症対策の実施状況：周囲の生徒のマスクの着用状況、換気の頻度など

※フェイスシールドやマウスシールドのみでは感染が疑われる事例があることから、それらのみでは濃厚接触者となる可能性が高いと考えられる。

・保健所に提出する書類の準備：各学年、クラス、部活の種類及び所属人数、校舎見取り図、配席図、空調の位置、時間割表、行事予定表等は事前に用意し、すぐに保健所に提出できるように作成しておくこと。

□当該児童生徒の陽性が判明した時点で、全校生徒が登校しており、通常教育活動を行っている場合もあるので、感染リスクが高い学習活動等は控えることも視野に入れ、検討しておくことも重要。

※感染リスクが高い学習活動等は、衛生管理マニュアル Ver.5 P48～第3章 1,2,3を参照すること。

<この対応例は児童生徒が平日に学校にいる場合を想定しているものです>

①保護者からPCR検査等陽性の連絡を受ける。連絡を受けた後は直ちに県教委へ報告する。また、事前に検討した感染リスクが高い学習活動等については中止させ、感染対策のさらなる徹底を行う。

□連絡を受けた職員は校長へ電話をつなぐ(不在の場合は副校長か教頭へつなぐ)。

□校長は直ちに県教委へ感染者発生を報告する。

□感染リスクが高い学習活動等については中止し、マスク着用等の感染対策を徹底する。

②校長が保健所に連絡し、感染した児童生徒の学校内での行動歴等を情報提供し、濃厚接触者の特定に協力する。

□校長が保健所に連絡し、学校が分かる範囲で事前に集めた情報を保健所に確認してもらい、追加で必要な情報や資料があれば提供する。

□保健所と連絡を取り合いながら、濃厚接触者の特定作業に協力する。

※保健所とのやり取りは基本的に校長が行う(窓口の一本化)。連絡先は携帯番号も伝えておくこと。

③対策チームで対応する。

※休日の場合は参集する職員をあらかじめ決めておくこと。

□役割分担して対応する…【別紙1】フロー図参照

□臨時休業する場合、しない場合(臨時休業を実施しないことを児童生徒にどのように伝えるか等)の対応について検討する(学校における感染拡大を防ぐため、保健所の濃厚接触者の確認状況により判断する必要がある)。

□消毒の範囲や必要性については保健所に助言をもらい、学校が行う。

□全体の共通確認事項

a 児童生徒への対応について…⑥参照

b 保護者への連絡内容について

・臨時休業についての説明。

・保護者から感染者の個人情報(報道で発表されていないような氏名や学年等)について聞かれた場合は、教えることができないことを説明する。

・濃厚接触者については保健所から連絡があることを説明する。

・学校再開の時期については学校のホームページに掲載するので確認を依頼する。

・関係機関等と連絡することがあるため、学校への問い合わせは控えてもらうよう依頼する。

(必要時には文書やホームページ等でお知らせすることを説明する)

c 地域住民又は報道からの問い合わせへの対応について

報道発表前：現在保健所による疫学調査が行われており、詳しいことは伝えることができないと説明。

報道発表後：発表されている内容(記者発表資料)しか答えることができないことを説明。

※報道発表は県や高知市が定期的に行っている。午前中に検査結果が判明した場合はその日の夕方頃に、

午後判明した場合は翌日発表される。県教委としては感染拡大を防止するために正確な情報提供をする

こととし、原則として保護者に了解を得た上で学校名を公表する。発表に際して個人情報の適正な取扱い及び

管理を徹底すること。また、感染者へ誹謗中傷等が向けられることがないよう留意すること。

d 保護者会について

保護者会は大勢が一堂に集まることで感染拡大につながる恐れがあることから、原則として開催しないこととする(人数や状況によって学校の判断で開催することは可)。

④校長が保健所の助言等に基づき、臨時休業等について県教委と協議する。

□保健所の助言等に基づき、感染者の症状、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、その都度臨時休業の必要性やその日数・範囲を決定する。

<決定までの流れ>

学校長が保健所から臨時休業の必要性やその日数・範囲について助言等をもらう⇒学校長が県教委に報告

⇒県教委と協議し決定

※臨時休業については保健所の濃厚接触者の確認状況により判断する必要があるが、濃厚接触者の有無についてすぐに判断できない場合もある。

例)①保健所と一定協議ができたが、濃厚接触者の有無についての判断に時間がかかる場合

対応⇒濃厚接触者の把握及び感染防止対策の体制を整えるため、翌日は臨時休業とする場合もある。

②電話がつながりにくい等で保健所と全く協議ができていない場合

対応⇒学校の情報収集により、複数の濃厚接触者がいる可能性が高い場合は、生徒が登校していればすぐに帰宅させ、翌日は臨時休業とする場合もある。

※報道発表前に臨時休業について児童生徒・保護者に連絡する場合、正確な情報については保健所の疫学調査が終わるまで待ってほしいことや、保健所への問い合わせはしないことを徹底してもらうよう伝える。

⑤臨時の職員会を開催し、対策チームで決定した対応や役割分担を全教職員で共有する。

□授業中であれば換気をする、会話を控える等の感染予防策をとった上で自習とし、職員を集める。

※一部の教員は児童生徒の見守りとして残るようにする。

※感染者との関係性から濃厚接触者であろうとみなされる教職員は別室で待機させる。

□感染予防策(マスク着用、換気を行う等)をとった上で集まる。

□臨時の職員会は必要に応じてその都度開催する。

⑥児童生徒及び保護者への説明や対応

□臨時休業の実施の有無についての文書(別紙4又は別紙5)を全ての児童生徒に渡し、説明を行う。また、感染者のプライバシー保護を徹底することを指導する。

※欠席している児童生徒へは電話連絡を行い、臨時休業について説明する。

⑦濃厚接触者等(保健所から健康観察の指示があった者を含む)の対応

□濃厚接触者等(保健所から健康観察の指示があった者を含む)の健康状態については、保健所が一定期間把握しなければならないことになっている。保健所から学校が一括把握して報告するよう要請があれば対応すること。

⑧報道発表後の電話対応

□問い合わせがあった内容は記録し、県教委へ適宜報告する。

⑨その他

□児童生徒の心のケアについて検討する。

□大規模なクラスターが発生した場合等、必要時には県教委に人的支援の協力を要請する。

新型コロナウイルス感染症 接触者リスト (学校関係者)

○月○日現在

No	所属等	職名	ふりがな氏名	生年月日	住所 電話番号	症状の有無	マスク 着用	接触状況	備考
1								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
2								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
3								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
4								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
5								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
6								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
7								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
8								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
9								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
10								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
11								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
12								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
13								・ ・	・検温状況： ・健康状況：

新型コロナウイルス感染症 接触者リスト (学校関係者)

○月○日現在

No	所属等	職名	ふりがな氏名	生年月日(年齢)	住所電話番号	症状の有無	マスク着用	接触状況	備考
1	学級担任	教諭	○○ ○○	S●.●.● (●歳)	△△△ 088-□□□-□□□□	無	○	・対象生徒の学級担任 ・対象生徒と頻りに面談	・検温状況：4/2(36.5)、・・・・・・ ・健康状況：特に問題なし。
2	部活動顧問	教諭	○○ ○○	S●.●.● (●歳)	△△△ 088-□□□-□□□□	有 (咳・微熱)	×	・対象生徒の部活動顧問。4/1に○○大会があり、自家用車で大秋引率(9:00~12:30)。部活動(4/3~4/5)を行う。	・検温状況： ・健康状況：
3	外部指導者	運動部活動指導員	○○ ○○	S●.●.● (●歳)	△△△ 088-□□□-□□□□	無	×	・部活動指導員として、4/3~4/5の放課後に指導。	・検温状況： ・健康状況：
4	外部講師	学習支援員	○○ ○○	S●.●.● (●歳)	△△△ 088-□□□-□□□□	無	○	・対象生徒を4/3の放課後にマンツーマンで英語の指導。(16:00~17:00)	・検温状況： ・健康状況：
5	2-3H	生徒	○○ ○○	H●.●.● (●歳)	△△△ 088-□□□-□□□□	無	×	・対象生徒のクラスメート。昼食と一緒に食べることが多い。(4/3~4/5) ・部活動(バドミントン)での活動も一緒。	・検温状況： ・健康状況：
6								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
7								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
8								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
9								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
10								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
11								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
12								・ ・	・検温状況： ・健康状況：
13								・ ・	・検温状況： ・健康状況：

濃厚接触者がまだ特定されていない状況での臨時休業についての通知文書(例)です。あくまでも例ですので、その時の状況によって変更をお願いします。

令和2年 月 日

生徒・保護者の皆様へ

高知県立〇〇学校長

本校における新型コロナウイルスの感染確認について

本日、本校の(児童・生徒・教職員)に新型コロナウイルスの感染が確認されました。保健所による濃厚接触者等の調査とそれに基づく学校における感染防止対策の徹底を図るため、**●日から●日までは臨時休校**といたします。

現在、学校と保健所が連携し、濃厚接触者等の確認作業を進めているところです。

今後、濃厚接触者等として健康観察の必要な生徒が出た場合などには、保健所又は学校から個別に必ず連絡が入りますので、ご家庭から直接保健所に連絡をすることはお控えいただきますようお願いいたします。気になることがありましたら、学校までご連絡をお願いします。

また、保健所の指導の下に、(本日中に・明日中に)校内の消毒等を行います。

新たにお知らせすることがあれば、ホームページ等に掲載するようにいたします。

ご家庭においても手洗いやマスクの着用等の基本的な感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、報道発表されるのは保健所による調査後となるため、(本日夕方・明日夕方)になる見込みとなっています。感染者へ誹謗中傷等が向けられることがないよう、ご理解とご協力をよろしくようお願いいたします。

高知県立〇〇高等学校 (088-11-1111)

担当 〇〇・〇〇

濃厚接触者がいないと判断された場合の通知文書（例）です。
あくまでも例ですので、その時の状況によって変更をお願いします。

別紙5(臨時休業なし)

令和2年 月 日

生徒・保護者の皆様へ

高知県立〇〇学校長

本校における新型コロナウイルスの感染確認について

本日、本校の（児童・生徒・教職員）に新型コロナウイルスの感染が確認されました。保健所と連携し、濃厚接触者等についての確認作業を行い、当該（児童・生徒・教職員）は常にマスクを着用していたこと等から、校内では濃厚接触者はいないと判断されました。ついては、保健所や県教育委員会と協議し、●●を中心とした消毒作業を行うなど感染対策をすすめ、学校教育活動は維持してまいります。

また、県内での新型コロナウイルス感染者が増えてきているため、マスクの着用等、基本的な感染症対策をご家庭においても指導していただくとともに、お子様に発熱や咳等の症状が出た場合には、学校に連絡していただき、登校を控えるようにしてください。

なお、感染者の情報につきましては、報道で発表されている以上のことはお話しできないため、お問い合わせはお控えいただくとともに、感染者へ誹謗中傷等が向けられることがないように、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

高知県立〇〇高等学校

TEL (088-11-1111)

担当 〇〇・〇〇